

令和4年度移住・環流プロジェクト推進業務 企画提案コンペ仕様書

1 委託業務の名称

移住・環流プロジェクト推進業務

2 目的

高齢化、若者・子育て世帯の減少に対応するため、丹波地域での田舎暮らしに関心のある都市部在住の若者や子育て世帯（以下「たんば暮らしファン」という。）を対象に、人の繋がり・温もりや豊かな自然に包まれて暮らせる丹波地域の魅力を伝える取組を推進することとし、この業務を委託する事業者（民間企業、NPO等）を選定するため、企画提案を募集する。

3 業務の内容

丹波地域で元気に活躍する人材（以下「たんば暮らし実践者」という。）と、たんば暮らしファンが、直接語り合う場を設けるなど、対話を通じて「たんば暮らし」の魅力を見つけ、たんば暮らしに興味を持った人を丹波篠山市及び丹波市（以下「両市」という。）の移住相談窓口繋ぐことで丹波地域への移住・環流*を推進するため、次の（1）～（7）の業務を実施するものとする。

※環流：ライフサイクルの子育て期間中に丹波地域へ来て暮らすこと

（1）「たんば暮らしファン交流カフェ」等イベントの開催

たんば暮らしファンを対象に、たんば暮らし実践者との対話を通して、丹波地域で暮らす魅力を見つけるなど、移住のきっかけづくりを、以下の①～②により設けるものとする。

なお、令和4年度のテーマは“仕事”とし、環流を重点的に促進するためのイベントを実施することとする。また、“仕事”に関する小テーマを設定し（例：就農、起業、ムラの仕事等）、小テーマを題材としたイベントを実施することとする。

①「たんば暮らしファン交流カフェ」及び丹波地域を体験するバスツアー等の開催

ア 規模・回数：1回あたり15名程度 2回以上

イ 開催場所：大阪、東京、丹波地域

ウ その他：丹波県民局や両市が計画・実施するセミナー、フェアへの共同参加を含む

②「オンライン交流カフェ」の開催

ア 規模・回数：1回あたり15名程度 30回以上

イ 開催方法：たんば暮らし実践者をゲストスピーカーに招き、オンラインで移住体験や丹波地域の魅力等を話してもらい、質疑応答や意見交換により参加者と交流する

（2）「たんば暮らしお試し滞在」の実施

丹波地域内に所在する農家民宿やゲストハウス等を活用して、たんば暮らしファンが移住イメージの醸成や物件探し等のために、丹波地域内に滞在する機会を、以下の①～③により提供するものとする。

① 対象：ア （1）のイベントに参加し、丹波地域外から丹波地域への移住を検討している者

イ 両市移住相談窓口から紹介のあった者

ウ 丹波県民局と協議の上、ア又はイに相当すると認められた者

- ② 滞在期間：1人あたり3泊まで（延べ年125泊程度）
 - ③ 実施方法：受託事業者が、丹波地域内に所在する農家民宿やゲストハウス等と提携し、滞在希望者の要望に合わせて滞在先を紹介する。なお、委託料から宿泊受入施設に支払う、宿泊にかかる費用の負担は1泊あたり5,500円（税込）以内とする。
 - ④ その他：お試し滞在利用者を発掘するためPRチラシを作成し、（1）のイベントや（3）の移住コーディネーター業務に活用するものとする。
- （3）「移住コーディネーター」の設置
- 移住希望者の地域を知る機会を支援する「移住コーディネーター」を、以下の①～③により設置するものとする。
- ① 設置人数：4人以内
 - ② 配置場所：丹波地域内
- 勤務体制の例：丹波篠山市担当者2人、丹波市担当者2人を設置し、1人週2日程度のシフト体制（月に1度は4人全員が集まり打合せを行う）
- ③ 業務内容
- ア お試し滞在者の発掘・支援

お試し滞在利用者を発掘するため、PRチラシを活用し（1）のイベント時に「お試し滞在」制度の案内を行う。また、両市移住相談窓口と連携し、農家民宿やゲストハウスに「お試し滞在」しているたんば暮らしファンのニーズに対応した、現地案内（定住物件案内、病院、学校といった生活関連施設の案内等）や先輩移住者を紹介するなど、移住希望者の地域を知る機会を支援する。
 - イ 農家民宿のネットワーク化・ゲストハウスとの連携

農家民宿・ゲストハウス等へ「お試し滞在」の業務説明、実態調査、要望調査等を行う。あわせて、移住・環流プロジェクトの実施に協力を得られる農家民宿・ゲストハウスのリストを作成し、必要に応じ（4）のバンクに登録する。
 - ウ イベント参加者等との交流

（1）のイベントに少なくとも1人が参加することとし、参加者と交流することで、お試し滞在の利用促進や両市移住相談窓口への紹介を行うなど、参加者が丹波地域と継続的な関わりを持てるようにする。

また、移住希望者から要望があれば、（4）登録者と交流を図れるよう調整を行う。
- （4）「たんば元気人材バンク」の設置・運営
- たんば暮らしファン拡大のため、たんば暮らし実践者及び地域外からの支援者を発掘・登録し、（1）のイベントにゲストスピーカー等として派遣するものとする。
- また、人材バンク登録者のリストは更新を随時行い、たんば暮らしファンが人材バンク登録者と交流を図れる体制を構築するものとする。
- （5）「たんば暮らしファンNET」の構築・拡充
- たんば暮らしファンに対してソーシャルメディア等を活用して、効果的な参加募集及び実施状況等の情報発信を行うものとする。
- また、「たんば暮らしファンNET」を広くPRし、たんば暮らしファンの年間100名以上の増加を図るものとする。
- （6）効果的な情報発信
- たんば暮らしファンに向けた情報発信を、以下の①～④により行うものとする。
- ① （1）のイベントについて活用可能な媒体を駆使し、効果的な情報発信・PRを行う。
 - ② 当業務のホームページを整え、情報発信・PRのツールとして活用する。ただし、既存

のホームページの活用を妨げない。

③ 丹波県民局が作成する移住関連ガイド等を同ホームページ内に掲載するとともに、当業務にて活用する。また、UJI ターン者等の事例紹介を加えるなど内容の充実を図る。

④ 作成した広報媒体（チラシ、ホームページ等）には、「丹波県民局の移住・環流プロジェクト推進業務」である旨を記載する。

(7) 関係機関への引き継ぎ

丹波地域を移住候補地とした者及び丹波地域に興味を持った者を両市移住相談窓口やその他の関係機関等に引き継ぎ、当該者の移住や現地案内が円滑に進むよう支援するものとする。

4 委託条件

(1) 委託期間：契約締結日から令和5年3月31日まで

(2) 委託料

① 上限を8,704千円とする（委託に係る消費税を含む）。

上限を超えない範囲で対象経費を積算のうえ提案すること。

② 対象経費は、業務の実施に必要な全ての経費を含むこと。〔別表1〕

③ 委託料の支払いは原則精算払いとし、業務終了後に提出される実績報告書に基づき、契約書に適合しているかを確認した後に支払う。なお、業務の遂行上必要と認める場合は、前金払いを行うことができる。

④ 再委託は原則として禁止する。なお、再委託を必要とする場合は、あらかじめ丹波県民局と協議し、承諾を得た場合に限る。

⑤ 業務完了後、委託料を精算し、余剰金が生じた場合は返還する。

5 応募等

(1) 応募資格

法人であって、登記を完備する者であり、以下に掲げる要件を全て満たすこと。

① 業務に関するノウハウを有し、かつ当該業務を円滑に遂行するための経営基盤を有していること。

② 「会社更生法（平成14年法律第154号）」に基づく更生手続開始の申立て、「和議法（大正11年法律第72号）」に基づく和議開始の申立て及び「民事再生法（平成11年法律第225号）」に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

③ 本件公募開始日から企画提案書の提出までの間に、兵庫県の指名競争入札における指名停止を受けていないこと（契約締結後においても同様の取扱いとする）。

④ 国税、都道府県税、市町村税を滞納していないこと（契約締結後においても同様の取扱いとする）。

⑤ 宗教又は、政治活動を主たる目的とする団体等でないこと。

⑥ 「暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）」に規定する、次に掲げる者に該当しないこと。

ア 条例第2条第1号で規定する暴力団

イ 条例第2条第3号で規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

ウ 条例第7条に基づき暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号で規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

エ 次のいずれかに該当する者

a 法人の役員等が暴力団員である者または暴力団員がその経営に実質的に関与して

いる者

- b 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者
- c 暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、直接的または間接的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- d 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- e 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

⑦ ⑤及び⑥に該当する者の依頼を受けて参加しようとする者ではないこと。

(2) 企画提案の募集及び提出期限

令和4年2月16日(水)から令和4年3月11日(金)午後5時まで

(3) 提出書類及び部数

- ① 企画提案書鑑(様式1) 7部
- ② 提案者の概要(様式2) 7部
- ③ 業務内容等説明書(様式3) 7部
本業務の目的を達成するために効果的な取り組みで、本仕様書に記載されていない事項がある場合は、その追加提案書(様式を問わない) 7部
*追加提案は委託料上限額の範囲内とすること。
*追加提案書は、本仕様書との相違点を明記し作成すること。
- ④ 業務実施計画(スケジュール)(様式4) 7部
- ⑤ 収支計画書(様式5-1もしくは様式5-2) 7部
※様式5-1:課税事業者用、様式5-2:免税事業者用
- ⑥ 事業者の概要がわかるパンフレット、企画提案の補足資料等 7部
- ⑦ 誓約書(様式6) 1部
- ⑧ 法人登記簿謄本(提出の日から3ヶ月以内のもの) 1部
- ⑨ 定款、役員名簿 1部
- ⑩ 前期の貸借対照表及び損益計算書(前期分がない場合は、その理由及び当期分の事業予算計画を提出すること) 1部
- ⑪ 県税にかかる納税証明書(コピー可)
県税事務所が発行する「納税証明書(3)」を提出(証明日が申請日以前3ヶ月以内のもの)なお、兵庫県内に事業所を有しない等の理由により、兵庫県税について課税実績がない場合は、別紙様式の誓約書を提出すること 1部

(4) 提出先

丹波県民局県民交流室県民課

〒669-3309 兵庫県丹波市柏原町柏原 5600

TEL: 0795-73-0690 FAX: 0795-72-0899

電子メール: tambakem@pref.hyogo.lg.jp

※ 郵送による場合は、書留郵便等配達記録が残るように郵送すること。

※ 持参の場合は、受付は午前9時から午後5時まで(正午から午後1時を除く)

休館日: 月曜日(月曜日が祝日の場合はその翌日)

(5) 内容についての質問等

別紙の質問書により令和4年2月25日(金)午後3時までに電子メールまたはFAXにより丹波県民局に提出すること。なお、電子メール件名には「【質問: R4年度移住環流プロジェクト推進業務】」の文言を入れること。

回答は令和4年3月2日(水)までに行う。

(6) その他

- ① 提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て応募者の負担とする。
- ② 提出書類は、本企画提案コンペの審査のためにのみ使用する。
- ③ 提出書類は返却しない。
- ④ 提出書類は非公開とする。なお、採用された提出書類、団体名等については、応募者の承諾を得た上で、公開する場合がある。

6 審査

(1) 審査方法

- ① 企画提案の審査は、書類審査及び「移住・環流プロジェクト推進業務企画提案コンペ審査会」におけるプレゼンテーションを以下の日程で審査を行う。
日時：令和4年3月25日（金）15時～
場所：柏原職員福利センター 会議室（丹波市柏原町柏原 688）
- ② 審査会が必要と認める時はヒアリングを実施する場合がある。また必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。

(2) 受託者の決定

- ① 審査会の審査結果に基づき、最も優秀な提案を行った者を本業務の受託者に決定する。
- ② 次の場合には、提出書類を審査の対象としない場合がある。
 - ア 丹波県民局県民交流室県民課を通さずに、丹波県民局関係者に対して本企画提案コンペに関する問い合わせをした場合
 - イ 丹波県民局関係者に対して本企画提案コンペに対する援助を求めた場合
 - ウ 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合
 - エ その他本企画提案コンペに関して、応募者の責めに帰すべき事由により公平な審査に支障を来す事態が生じた場合

(3) 審査結果の通知

審査結果は、応募者全員に対して、書面により通知する。

7 留意事項

- (1) 受託者を決定した後、改めて業務委託内容について、丹波県民局県民交流室県民課と受託者は協議し、詳細を決定の上、委託契約を締結する。その場合、双方協議の上で企画内容や金額を一部変更することがある。
- (2) 契約の相手方となる事業者等は、兵庫県財務規則第100条第1項の規定に基づき、契約保証金として契約金額の100分の10以上の額を契約締結前に納付する。ただし、同項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。
- (3) 業務実施に際し、丹波県民局県民交流室県民課と連絡を密にして業務に当たり、業務の進捗状況については、定期的に報告を行い、丹波県民局県民交流室県民課と協議し、その指示に従うこと。
- (4) 委託業務終了後は、業務実施報告書を提出すること。また、業務執行に係る領収書や帳簿類については、業務終了後5年間整理・保管すること。
- (5) 本業務の委託対象経費については、国、県、市町、その他の団体の他の委託業務や助成（補助）事業と重複しないこと。
- (6) この募集要項に記載する内容については、コンペの対象となる業務の予算が議決され、その予算の執行が可能になることにより、効力が生じる。

別表 1 (対象経費)

項 目	内 容
企画調整費	業務の企画調整にかかる経費
人件費	報酬・共済費等
謝 金	講師謝金（上限 6,100 円/時で県の規定に準じる。特別な事情がある場合は別途相談）
旅 費	講師旅費、実施団体スタッフの業務実施にかかる旅費
役務費	郵便料、連絡通信費
業務委託費	デザイン費等チラシ製作にかかる委託費
使用料	会場使用料、セミナー等実施必要な備品使用料等
印刷費	チラシ・ポスター印刷費、セミナー資料作成費等
消耗品	業務実施に必要な消耗品
その他	その他業務の実施に伴う経費として委託者が必要と認めた経費

※飲食費（弁当・茶菓等）、備品購入費、受託者の経常的な運営にかかる経費は対象外とする。